

横浜市バスネットワーク会議運営要綱

制定 令和3年1月21日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市バスネットワーク会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 市長は、次に掲げる事項について参加員の意見を聴くものとする。また、参加員相互に、情報共有を図るものとする。

- (1) 「バス路線の維持・充実に向けた走行環境整備事業」に基づく取組に係る事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、バス路線の維持・充実を念頭に置いた効率的なバスネットワークの構築を図る取組に係る事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（参加員）

第3条 会議の参加員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者の構成員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議の運営上必要と認められる者

2 前項各号に掲げる参加員は、会議に代理人を出席させることができる。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 前項の会議は、令和3年1月29日から令和7年3月31日までの期間において必要により開催することとする。
- 3 会議の円滑な進行及び運営のため、座長1名を置く。

（庶務）

第5条 会議の庶務は、横浜市道路局計画調整部企画課が行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。